

**衆議院情報監視審査会
令和2年年次報告書（概要）**

令和 2 年年次報告書の全体像

編集方針	本報告書の起草にあたり、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から可能な限り「公表できることは公表する」との方針の下、質疑・応答の形式を用いるなど、分かりやすい形で編集を行った。
対象期間等	対象期間：令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 審査会開会数：9 回（手続的な事項のみを協議した回を含む）
調査 (主な調査事項)	<ul style="list-style-type: none">■ 特定秘密保護制度全般<ul style="list-style-type: none">・ 衛藤国務大臣から国会報告について説明聴取・ 内閣情報調査室から国会報告に関する補足説明聴取及び質疑・ 独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等に関する説明聴取及び質疑■ 令和元年「政府に対する意見」（審査会意見）への対応状況<ul style="list-style-type: none">・ 関係行政機関から、令和元年審査会意見に基づき講じた措置等について説明聴取■ 各行政機関における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況<ul style="list-style-type: none">・ 指定行政機関のうち、実際に特定秘密を指定している12行政機関から説明聴取及び質疑
審査	委員会等からの審査の要請等がないため、行われなかった。(平成26年12月の審査会設置以来、要請等なし)



政府に対する意見	<ul style="list-style-type: none">■ 政府に対する意見として、4項目を提示■ 本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告を行うものとする。
-----------------	---

令和2年「政府に対する意見」(審査会意見)

当審査会への対応状況関係

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

指定管理簿関係

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

特定秘密文書の管理関係

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

適合事業者関係

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

令和元年審査会意見1「運用基準の見直し関係」

運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。

(参考) 運用基準に盛り込むべき事項(平成30年審査会意見の概要)

以下の指摘事項について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

- ① 特定秘密の名称の付け方について、現在よりも詳細な分類且つ具体的な表記とし、そのうち行政機関横断的な事項についてはある程度統一したものとすること
- ② 行政文書不存在の特定秘密関係として、いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件を定めること。また、指定管理簿にその旨記載するなど記録に残すための措置を講ずること
- ③ 作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続きを定めること
- ④ 独立公文書管理監の活動状況を審査会に報告すること
- ⑤ 独立公文書管理監の検証・監察に関し、以下の業務を追加・明文化すること
 - ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
 - ・ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
 - ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

政府の対応

運用基準の見直しについて、政府において、両院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ検討を行い、令和2年6月16日、運用基準改正に関する閣議決定を行った。

なお、見直しに際し、衆議院情報監視審査会の審査会意見等を踏まえ、国民の意見も考慮するため、同年4月7日から20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることに加え、いわゆる「あらかじめ指定」を行う際の手続の明確化や、独立公文書管理監による保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察業務を盛り込んだ。

令和元年「政府に対する意見」(審査会意見)への政府の主な対応状況

令和元年審査会意見4「保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係」

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。

政府の対応

審査会からの指摘を受け、令和3年の国会報告では、保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。

- なお、審査会は政府に対し、昨年に引き続き、各行政機関に対し「令和元年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数」を、以下の①及び②の類型に基づき報告することを求めた。それらを集計し、取りまとめたものが次の表である。

①改正ガイドラインの類型に基づく分類

ガイドラインの類型	廃棄件数
1 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	502,157
2 定型的・日常的な業務連絡、日程表等	568
3 出版物や公表物を編集した文書	0
4 ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	16,319
7 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	584
8 新ガイドラインの類型(上記1~7)に該当しない文書	0

合計 **519,628**件

※ 保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、内閣府、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

②平成29年提出資料の類型に基づく分類

類 型	文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数			
1 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房 内閣府 公安調査庁 外務省 防衛省	15,167		
		(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 防衛省	2,360	
			(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省	485,415
				(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省
2 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	15,738	15,738	
3 暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	617	617	

合計 **519,628**件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

令和元年審査会意見6「当審査会への対応状況関係」

(2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。

(※) ニード・トゥ・ノウの原則とは、「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則

政府の対応

当該意見について、外務省内で鋭意検討を行い、大臣官房がその役割を担うこととなった。審査会においても、外務省全体としての対応の一貫性を確保するために、大臣官房の政府参考人が他部局のセッションにも同席することとなった。